

成田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の概要 (議案第2号・第3号)

I. 令和4年度地方税制改正に伴う一部改正の概要

■個人市民税に関するもの

【施行日：令和5年1月1日】

○個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備

(成田市税賦課徴収条例第36条の3の2及び第36条の3の3関係)

給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するもの。

公的年金等受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び控除対象扶養親族(いずれも退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者の提出義務を追加及び記載事項に当該一定の配偶者の氏名を追加するもの。

※令和5年1月1日以後に支払われる給与及び公的年金等に係る申告書について適用。

○住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の改正

(成田市税賦課徴収条例附則第7条の3の2及び第28条関係)

所得税において、住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられる場合には、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内において、個人住民税額から控除する措置を講ずるもの。

なお、個人住民税における控除限度額については、消費税率引上げによる需要平準化対策が終了したことから、所得税の課税総所得金額等の7%

(最高 13.65万円)から5% (最高9.75万円)に引き下げるもの。

※この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填される。

○地方税法の改正に伴う個人住民税に係る規定の整備

(成田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例関係)

扶養親族申告書に係る改正に伴い、規定の整備を行うもの。

【施行日：令和6年1月1日】

○上場株式等の配当所得等に係る課税方式の改正

(成田市税賦課徴収条例第33条、第34条の9並びに附則第16条の3、
第21条の2及び第21条の3関係)

配当所得等に係る所得の課税方式について、現行制度においては、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能であるが、所得税と個人住民税の課税方式を一致させるもの。

○公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備

(成田市税賦課徴収条例第36条の2関係)

個人住民税の賦課課税に必要な情報を申告させるための規定の整備を行うもの。

■固定資産税に関するもの

【施行日：公布の日】

○地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の追加

(成田市税賦課徴収条例附則第10条の2及び成田市都市計画税条例関係)

下水道除害施設のわがまち特例の規定について、適用対象が令和4年4月1日以降に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において、当該供用が開始された日前から事業を行う者が当該工場等に設置する除害施設に限定されたこと等に伴い、専決処分においていったん削除したが、新たに償却資産に係る固定資産税の課税標準を参酌基準の割合5分の4で規定（旧4分の3）するもの。

特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として都道府県知事の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を参酌基準の割合（4分の3）で規定するもの。

【施行日：令和6年4月1日】

○証明書の交付等における住所に代わる事項の記載の措置に伴う規定の整備

(成田市税賦課徴収条例第17条の4、第64条の2及び第64条の3関係)

不動産登記法の改正により、登記に記載されている者がDV被害者等である場合、登記事項証明書等には「住所に代わる事項」を記載する措置が講じられる。これに伴い、固定資産税の証明書等においても登記住所ではなく「住所に代わる事項」を記載することとされたことから規定を整備するもの。